

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1304号)

平成27年7月23日

横情審答申第1304号

平成27年7月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成26年9月29日中保年第945号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市の発行した非開示決定通知書（中保年572号平成26年8月4日付）の記述『4. 根拠規定を適用する理由：当該開示請求に係る行政文書は横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表（共通又は課等別）に基づき、保存年限経過により廃棄済みであり、保有していないため』に関して、中区保険年金課が、上述の「当該開示請求に係る行政文書」を最初から保有していなかったのではなく、ある期間確かに保有していたが廃棄した、と考えるに至った根拠を記述した文書（正式名称不明）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市の発行した非開示決定通知書（中保年572号平成26年8月4日付）の記述『4. 根拠規定を適用する理由：当該開示請求に係る行政文書は横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表（共通又は課等別）に基づき、保存年限経過により廃棄済みであり、保有していないため』に関して、中区保険年金課が、上述の「当該開示請求に係る行政文書」を最初から保有していなかったのではなく、ある期間確かに保有していたが廃棄した、と考えるに至った根拠を記述した文書（正式名称不明）」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市の発行した非開示決定通知書（中保年572号平成26年8月4日付）の記述『4. 根拠規定を適用する理由：当該開示請求に係る行政文書は横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表（共通又は課等別）に基づき、保存年限経過により廃棄済みであり、保有していないため』に関して、中区保険年金課が、上述の「当該開示請求に係る行政文書」を最初から保有していなかったのではなく、ある期間確かに保有していたが廃棄した、と考えるに至った根拠を記述した文書（正式名称不明）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）が開示を求めている行政文書は、中区福祉保健センター保険年金課（以下「中区保険年金課」という。）が、国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運用とするために職員に履修させた研修に係る文書について、最初から保有していなかったのではなく、ある期間確かに保有していたが廃棄した、と考えるに至った根拠を記述した文書である。

なお、当該研修に係る文書は、具体的には、健康福祉局生活福祉部保険年金課（以下「健康福祉局」という。）が平成22年度に主催した国民健康保険料減免マニュアル改訂説明会（以下「本件説明会」という。）に係る文書である。

- (2) 本件説明会は、平成22年度に健康福祉局が実施している。本件説明会に係る文書としては、健康福祉局から中区保険年金課への説明会開催の通知及び中区保険年金課から健康福祉局宛ての参加者を報告した回答文書（以下「本件開催通知等」という。）がある。

これらの文書については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「行政文書管理規則」という。）第10条第4項に規定する平成22年度行政文書分類表の研修関係書類に当たり、1年保存の文書としていたことから、保存期間経過により廃棄しており、保有していない。

- (3) 中区保険年金課が本件説明会に係る文書を保有していたと考えるに至った根拠としては、本件説明会に係る文書は、健康福祉局が作成・保存し、全区への通知を行っていたことを健康福祉局で確認したことから、中区保険年金課においても健康福祉局から説明会開催の通知を収受し、参加者を報告した回答文書を健康福祉局に提出したものと明白に推定できるためである。一方、当該根拠を記述した文書は作成しておらず、保有していない。

- (4) なお、健康福祉局で確認した本件説明会に係る文書は、実施機関として3年保存の文書として保存し、平成26年度の廃棄文書として廃棄準備をしていたが、開示請求時点において、保有していたものである。

- (5) 以上により、本件説明会に係る文書について、最初から保有していなかったのではなく、ある期間確かに保有していたが廃棄した、と考えるに至った根拠を記述した文書は作成しておらず、保有していないため非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。
- (2) 申立人は、市民の一人として市の行政業務の公平性公正性に非常に高い関心がある。公平性公正性の中でも特に業務プロセスが公平性公正性を保てるプロセスになっているかという点に非常に強い関心を持っている。

保険年金課のような減免申請を取り扱う窓口業務においては、窓口の担当者によって判断が変わらないような仕組みやプロセスが重要であり、研修がそれに該当すると考えている。実際にどのような研修が公平性公正性を保つために行われているか調べるために「中区保険年金課が、国民健康保険料減免業務を市内で統一的な運用とするために課員に履修させた、人材開発課研修・所属研修あるいは業務主管部門研修の研修名称を記載した文書（正式名称不明）、および履修日時を記載した文書（正式名称不明）」の開示請求（以下「請求1」という。）及び本件請求を行った。

請求1での廃棄済みであり不存在との非開示理由については、現存しないことには変わりはないから単に存在しないため非開示とすればよいのであり、この不自然な回答に疑問を覚えたため、本件請求を行った。

請求1に係る非開示決定（以下「処分1」という。）では廃棄済みとしながら、本件処分では単に不存在としている点に矛盾を感じた。そもそも根拠がなく決定できるはずはないため、おそらく決定が誤りで、実際には何らかの根拠が残っているものと考え、本件異議申立てを行った。

- (3) 申立人は、研修計画書及び成果実績報告書が重要であると考えている。

研修について開示請求したのは、研修は、横浜市職員研修規程（平成7年6月達第18号。以下「研修規程」という。）に基づく研修計画書及び成果実績報告書を作成することが義務であるとの認識でいたためであり、請求1で研修名称を特定した上で、別の開示請求により研修計画書及び成果実績報告書を求めるつもりであった。

- (4) 処分1と本件処分は矛盾している。処分1は廃棄作業に係る記録に基づく決定であり、本件処分は事実誤認に基づく決定である。

実施機関は、本件異議申立てに係る非開示理由説明書において、本件説明会に係る文書は、健康福祉局が作成・保存し、全区への通知を行っていたことを健康福祉局で確認したとしており、その確認に用いた文書が開示されるべきである。

- (5) 請求1は、「・・・履修させた・・・文書」であり、本件開催通知等は実際に研修を履修した証拠となる文書ではない。

別件で健康福祉局に類似の開示請求を行った際に、本件説明会は自由参加であること、出席者名簿等のないことを確認している。ゆえに出席実績の確認はもはや不可能と考える。

## 5 審査会の判断

(1) 研修規程に基づく研修について

研修規程第8条は、研修の区分として人材開発課研修、所属研修、職場研修及び業務主管部門研修の4種の研修を掲げている。

人材開発課研修は、総務局人事部人材開発課が、各局区に所属する職員を対象に、横浜市の職員として必要とされる基本的な知識及び技能の習得等を目的として実施するものである。

所属研修は、各局区が、それぞれの局区に所属する職員を対象に、業務の遂行上必要とされる知識及び技能を習得させることを目的として実施するものである。

職場研修は、各部課が、それぞれの部課に所属する職員を対象に、主管する業務の遂行上日常的に必要とされる知識及び技能を速やかに習得させることを目的として、主として日常の業務を通して実施するものである。

業務主管部門研修は、各局区又は部課が、同様の業務を主管する他の局区又は部課に所属する職員を対象に、当該業務の遂行上特に必要とされる知識及び技能を習得させることを目的として実施するものである。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関が処分1において、廃棄済みであるため非開示とした本件説明会に係る文書である本件開催通知等について、実施機関が最初から保有していなかったのではなく、ある期間確かに保有していたが廃棄したと考えるに至った根拠を記述した文書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会では、平成27年4月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 請求1に係る文書特定に当たっては、健康福祉局にも確認を行った。健康福祉局でも同様の開示請求を受けており、健康福祉局では申立人の請求内容を善解した上で、本件説明会に係る文書は研修規程上の研修ではないものの、いわゆる研修に近いものとして特定し、開示をしている。

中区保険年金課でも健康福祉局の対応に準じて、本件説明会の実施形態は説明会ではあるものの、名称が「保険料減免マニュアル改訂」の説明会であり、運用の基準を改定したことを説明するという内容であることは研修と同義のものであると考え、本件説明会に係る文書を特定した上で、保存期間経過により

廃棄済みであったことから非開示とした。

- (イ) 通常、説明会や研修を主催する側と出席する側とでは、文書の保存期間は異なるものである。出席する側の区では出席者を回答するという軽易な報告のみであることから、1年未満の軽易な行政文書として処理を行っており、本件開催通知等についても同様の取扱いをした。なお、本件請求に係る非開示理由説明書では、本件開催通知等は1年保存の研修関係書類に当たり、保存期間経過により廃棄済みであると説明していたが、正しくは保存期間が1年未満の軽易な行政文書として処理をしたものであった。

また、中区保険年金課では請求1の時点において本件説明会に係る文書の存在を確認できなかったものの、健康福祉局への口頭での確認により、平成22年度当時、本件説明会に係る文書が健康福祉局から中区に送付されたものと認識している。そのため、口頭でのやり取りにより「ある期間確かに保有していたが廃棄した、と考えるに至った」ということであって、その根拠を記述した文書は作成しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 行政文書管理規則第13条は、行政文書の廃棄について規定しており、同条第1項では、課等の長は、その保存する行政文書で保存期間を経過したもののうち、同項第1号及び第2号に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする規定している。また、同条第2項では、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする規定している。

前記条文のとおり、同条第2項における、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、決裁を得て廃棄するものとしている同条第1項とは異なり、廃棄に関する詳細な手続が定められているものではない。

- (イ) 本件開催通知等が、保存期間が1年未満の軽易な行政文書として処理が行われ、廃棄済みであることは、当審査会答申第1303号で示したとおりであって、前記(ア)のとおり、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、廃棄の際の詳細な手続が定められているものではないことから、廃棄記録等の文書が作成されていないとしても特段不自然ではない。

また、実施機関は、本件開催通知等のある期間確かに保有していたことは、健康福祉局への口頭での確認により認識したと説明している。この点について

は中区保険年金課が、健康福祉局の保有する文書から、中区保険年金課でも平成22年度当時、本件開催通知等を保有していたと推認したものである。申立人は、中区保険年金課が健康福祉局に確認を行った際に用いた文書が開示されるべきであると主張しているが、開示請求に係る行政文書の特定に当たり、各関係部署において口頭で確認をすることは、一般的に行われているといえることができる。

したがって、中区保険年金課が当該確認に関する文書を作成し、又は健康福祉局等から取得しておらず、保有していないことは不自然ではない。

また、そのほかに、本件申立文書の存在を推認させる事情は認められず、本件申立文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は是認できるものである。

(ウ) その他、申立人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月29日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年10月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年10月16日 (第177回第三部会) 平成26年10月23日 (第257回第一部会) 平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・諮問の報告
成27年1月15日 (第180回第三部会)	・審議
平成27年2月5日 (第181回第三部会)	・審議
平成27年3月5日 (第182回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年5月21日 (第184回第三部会)	・審議
平成27年6月18日 (第185回第三部会)	・審議